

# コーポレートガバナンスの確立

## 業務執行・経営の監視の仕組み

持株会社においては、経営監督機能の強化を図るために全取締役10名中3名の社外取締役が月1回以上の取締役会や持株会社における各種会議に出席しています。

また、両代表取締役は監査役会に対しても定期的に業務執行状況を報告する機会を設けて、業務執行に対する監査役の監督機能が果たせる仕組みを構築しています。

一方、事業経営支援部(持株会社内設置)のメンバーは各事業会社の監査役(非常勤)を兼務するとともに、各事業会社の経営進捗状況などをモニタリングし、その結果を毎月開催される持株会社の会議で報告しています。

また、同様に経営監査部(持株会社内設置)のメンバーは、法令等遵守状況やリスクマネジメント状況の監査のほか、専門担当者による建物施設監査も行い、リスク最小化に取り組んでいます。

2008年度は、内部統制システムの整備・強化にあわせて、ニチレイグループの全社統制と業務プロセスの整備・運用状況の検証および有効性の評価を実施することにより、内部統制システムの定着に努めています。

### 経営支援機能の向上をめざして プロサーヴの組織改正

2005年4月にニチレイグループが持株会社経営体制へ移行して以来、ニチレイとニチレイプロサーヴ(以下、プロサーヴ)は、機能会社として各グループ企業に対する事業経営支援機能を分担してきました。3年を経過した現在、両社がグループ基幹事業の戦略遂行の変化にきめ細かく対応し、より一層の業務効率の向上を図るためには、品質保証グループを除くニチレイコーポレート部門とプロサーヴとの連携強化が必要と判断し、大幅な組織改正を実施することとしました。

具体的には、コーポレート・スタッフとシェアードサービス・スタッフに分かれていた要員を一元的にプロサーヴに配置して機能重複を省き、シームレスな業務運営体制を構築することにより、持株会社経営トップの意思決定にお

## 内部統制システムの整備・強化

日常業務の改善活動を見直し、生産性向上や洞察力の強化など企業価値向上を目的とし、さらに会社法、金融商品取引法への対応も見据えた内部統制システムの整備・構築を推進しています。そのために、持株会社並びに各事業会社においては一貫性・整合性のある「内部統制システムの基本方針」を策定するとともに、毎年見直しを行い適切なグループ運営に努めています。2008年4月にも見直しを実施し基本方針を改訂しました。

また、2007年度は持株会社内の内部統制推進グループ並びに各事業会社から選任された担当者を中心にニチレイグループが一体となったプロジェクトを発足させ、内部統制システムの検証並びに整備を行ってきました。さらに外部のアドバイザーとも契約し、第三者的な視点からの検証も行っています。これらの取り組みで明らかになった課題に対しては、規程など基本的な部分をも見直すなど必要な改善策を講じ、ステークホルダーの皆様にも信頼していただける内部統制システムの強化に取り組んでいます。

いて適切なサポートを行うとともに、各事業会社が必要とする間接業務サポートを迅速かつ効率的に提供することをめざしています。加えて、両社の従業員のキャリア形成を一元管理することで、事業支援系業務に携わる従業員の人財育成や、モチベーションの向上に効果を発揮するものと期待しています。

持株会社であるニチレイとプロサーヴは有機的に連携して、グループ各社に期待される事業経営支援機能を提供し、ニチレイグループの企業価値向上に貢献していきます。また、プロサーヴ設立以来、グループ内外から一定の評価を受けてきた「お客様意識の向上」や「ローコスト運営の推進」の実績を大切に、今後も顧客ニーズを常に的確に把握し、「満足品質」を提供し続けていきます。そして、今回の組織改正を契機として、すべての従業員とともに「働きがいのある会社」づくりに取り組んでいきます。

コーポレートガバナンス体制図

